

肉用繁殖牛増頭対策推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、本県肉用牛の生産振興を図り、肉用牛生産の基盤となる肉用繁殖牛の増頭と新たな担い手の確保を推進するため、社団法人山梨県畜産協会（以下「事業実施主体」という。）が実施する肉用繁殖牛増頭対策推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付対象等）

第2条 知事は、事業実施主体が実施する事業に要する経費について、事業実施主体に補助金を交付するものとし、補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請等）

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 事業実施主体は補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更についてはこの限りでない。
- （2） 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第6号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年8月6日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

別 表

補助対象経費
事業実施主体が肉用繁殖牛の導入支援のための助成を行うのに要する経費
補助額
定額（導入する肉用繁殖牛 1 頭当たり48,000円）